

「みまちゃん光」光インターネットサービス 重要事項説明書

1. 概要について

1.1. サービス提供事業者

サービス提供事業者名：株式会社みまちゃんネル（以下、「当社」という。）

責任者：代表取締役 北村 浩行

小椋 陽一朗

所在地：岡山県美作市真加部 1616

1.2. 問い合わせ先

問い合わせ先：株式会社みまちゃんネル光コラボ係

電話番号：0868-77-7200

（通話料金お客さま負担）

営業時間：平日 9：00～17：00

祝日・年末年始（12月29日～1月3日）は定休日とします。

1.3. 個人情報の利用目的について

当社の個人情報の取り扱い方針は、「みまちゃん光 個人情報保護ポリシー」に基づき適切に管理します。

詳しくは当社ホームページをご参照ください。 <http://www.net.mima-chan.jp/>

1.4. サービス概要等

1.4.1. サービスの名称

みまちゃん光

1.4.2. 提供エリア

岡山県美作市及び岡山県英田郡西粟倉村

1.4.3. サービスの種類

光ファイバインターネットサービス

本サービスは、岡山県美作市光ファイバ設備及び西粟倉村光ファイバ設備と NTT 西日本の光インターネットサービス（フレッツ光ネクスト）を利用して、提供する光インターネット接続サービスです。

| サービスタイプ | フレッツ光ネクストにおいて相当するサービスタイプ | サービス概要 | |
|---------|--------------------------|--------------------|------------------------------------|
| | | 通信速度 | |
| みまちゃん光 | スーパーハイスピードタイプ 準 | 下り 上り 最大約 1Gbps | 最大約 1Gbps の通信帯域を共有する戸建住宅向けのサービスです。 |

本書記載の通信速度は通信規格上の最大速度であり、実効速度ではありません。またご利用環境（端末、LAN ケーブル、その他機器等の設備状況）により実行速度は変動します。

1.4.4. 契約約款について

「みまちゃん光サービス約款」、「みまちゃん光重要説明事項」にご同意いただく必要があります。

また NTT ぷらら社プロバイダサービス利用約款も合わせて、ご同意いただく必要があります。

（NTT ぷらら社プロバイダサービス “ぷらら” はみまちゃん光指定プロバイダです。ぷらら利用規約の詳細は、NTT ぷらら社ホームページ（<https://www.plala.or.jp/support/kiyaku/>）を参照ください。）

1.4.5. サービスの品質

みまちゃん光はベストエフォート型のサービスです。

本書記載の通信速度は通信規格上の最大速度であり、実効速度ではありません。またご利用環境（端末、LAN ケーブル、その他機器等の設備状況）や回線の混雑状況などによって大幅に低下する場合があります。

1.4.6. サービスに係る制限事項

- ① 本サービスに対応する回線終端装置が必要となる場合があります。
- ② 1Gbps（最大論理値）にて通信速度でご利用いただくためには、1Gbps の通信速度に対応した環境（対応 LAN ケーブル、パソコン端末等）が必要となります。100Mbps の通信速度に対応した環境でもご利用いただくことが可能ですが、最大通信速度は 100Mbps となります。
- ③ みまちゃん光指定プロバイダ（ぷらら）が提供するサービスは、ISP 接続機能とのみとなります。（ご契約前に NTT ぷらら社のメールをご利用で、同一アドレスを継続利用されたい場合は、NTT ぷらら社へその旨をご契約者様でお申し込みください）
- ④ 全てのご契約者に快適かつ公平な通信環境を提供するため、帯域を継続的かつ大量に占有する通信に対して、速度や通信量を制限することがあります。
- ⑤ 当社の正当な業務を遂行する上で必要と思われる場合、以下の条件に該当する状況が発生した場合、当社のご契約者からの本サービスの利用を監視し、本サービスのアクセスや利用を制限することができます。
 - ご利用端末、システムがウィルス感染状態（もしくはその状態であると疑われる状態）で長期に放置された場合
 - 公序良俗に反する内容、コンテンツ、および違法であると判断されている内容、コンテンツ、サイトへの通信
 - 本サービスに対し重大な支障を与える輻輳の発生の恐れのある大量、長時間の帯域占有通信が発生した場合
 - 反社会的行動、およびその行為を助長する内容、コンテンツの通信
 - 政府、および当局からの依頼等、日本国内法に則った指示があった場合
 - その他当社が必要と判断した場合

1.5.お申し込みに関する注意事項

- ① サービス提供地域内でも、申し込み状況、設備状況などの調査結果によりサービスが提供できないことがあります。
- ② 転用のお申し込みにあたって NTT 西日本の定めるご注意事項に同意いただく必要がございます。当社に転用のお申し込みをいただくお客さまについては、注意事項に同意しているものとみなします。また同社の「ひかり電話」および「ホームゲートウェイ」等のオプションサービスをご利用の場合は、本サービスの転用と合わせて自動的に当社が提供する同等サービスに転用されます。この場合、これらのサービスの提供者は当社となり、サービス内容や料金が一部変更となる場合があります。なお「フレッツ・テレビ」につきましては提供できませんので、ご注意ください。
- ③ 本サービスにお申し込みいただくことによって、変更前の「フレッツ光」にてご契約のキャンペーン等へのお申し込み要件や NTT 西日本の会員サービスや、割引、特典などの各種キャンペーン等全部もしくは一部がご利用いただけなくなる場合があります。詳細は NTT 西日本ホームページ、もしくは NTT 西日本へお問い合わせください。
- ④ 光回線サービスの品目変更等については、NTT 西日本に事前にお申し込みいただき、変更が完了した後、当社への転用手続きをお申し付けください。転用と同時に品目変更等をお申し込みの場合は、処理の完了までに日数を要する場合や、受付ができない場合があります。
- ⑤ NTT 西日本においてご契約中に発生した工事費用の分割支払金が残っている場合は、残余期間相当分を当社より請求いたします。
- ⑥ NTT 西日本が提供する「セキュリティ対策ツール」について、転用の場合 1 回線につき 1 端末のみ無料でご利用いただけます。追加につきましては別途有料で NTT 西日本と直接契約で追加できます。新規お申込みのお客さまにつきましては、NTT 西日本との直接有償契約のみの提供となります（2 台分）。詳細は NTT 西日本にお問い合わせください。
- ⑦ その他、転用に伴い問い合わせ窓口の電話番号が変更となります。当社からのご案内メールおよび当社ホームページをご確認ください。

- ⑧ 当社にて提供できないオプションサービスがある場合、NTT 西日本から直接該当するオプションサービスを提供し、ご利用いただける場合がありますので、詳細は当社にご確認ください。
- ⑨ 本サービスご利用前から、NTT ぷららのプロバイダサービスをご利用の場合、一度解約いただき、再度当社経由にて新規にご加入いただくこととなります。(ID などは、引き継ぎません。ただし、メールアドレスは有償で継続利用ができます。詳しくは NTT ぷらら社にお問い合わせください。)
- ⑩ 本書の金額は、すべて税込み記載です。

1.6. 利用開始までの期間および工事について

お申し込みから利用開始までの期間および工事の有無については、上記「1.2 問い合わせ先」へお問い合わせください。

2. 料金について

2.1. 基本料金

2.1.1. 月額基本料金

| サービスの種類 | 設置場所の区分 | 金額 | 単位、備考 |
|---------|---------|------------|---------|
| みまちゃん光 | 戸建向け | 5,500 円 ※1 | 1 契約あたり |

※1 お客様のお申込み時期・ご契約状況に応じて、当社が実施するキャンペーンの適用に伴い、期間限定の割引等が発生する場合があります。

2.1.2. レンタル機器利用料

| 種類 | 金額 | 単位 |
|---------------------------------|-------|--------|
| ホームゲートウェイ | 330 円 | 1 台 ※1 |
| 無線 LAN カード (ホームゲートウェイ設置用) ※2 ※3 | 165 円 | 1 枚 |

※1 お客様の設備状況、ご契約内容により、レンタル機器以外の機器が必要となる場合がありますので、ご注意ください。

※2 無線 LAN 最大伝送速度、通信可能範囲は、ご利用端末の通信方式 (IEEE802.11ac/n/a/g/b 準拠)、および環境により変動いたします。

※3 無線 LAN のご利用には、お客様ご自身でのホームゲートウェイ、無線 LAN カード、Wi-Fi 対応機器の接続設定が必要となります。(ご自身で設定ができない場合は、当社までご相談ください。)

(注意) みまちゃん光でんわのご契約がある場合は、別途みまちゃん光でんわ重要事項説明書を参照ください。

2.1.3. 初期費用、および工事費

(1) 初期費用 (事務手数料)

| 料金の種類 | 適用 | 金額 | 単位 |
|---------|---|---------------|---------|
| 初回事務手数料 | 新規に本サービスを申し込む場合 | 3,300 円 ※1、※2 | 1 契約あたり |
| 転用事務手数料 | NTT 西日本および他事業者の光コラボレーション回線を本サービスに転用する場合 | 3,300 円 ※1、※2 | 1 契約あたり |

※1 お客様のお申込み時期・ご契約状況に応じて、当社が実施するキャンペーンの適用に伴い、期間限定の割引が発生する場合があります。

(2) 工事費

※代表的な工事費です。工事内容によっては、別途、追加で工事費用が発生する場合があります。

① 新規・移転※1 工事費

| 工事先への工事担当者の派遣有無 | 対象となるサービスの種類 | | 金額 | 単位 |
|-----------------|--------------|--------------|------------|--------|
| あり | みまちゃん光 | 光コンセント ありの場合 | 8,360 円 ※2 | 工事毎 ※3 |
| | | 新設（新築等）の場合 | 8,360 円 ※3 | 工事毎 ※3 |
| なし | みまちゃん光 | | 0 円 | 工事毎 ※3 |

※1 移転は同一 NTT 局舎エリア内の移転を指します。それ以外は廃止・新規の扱いとなります。

※2 土日祝に工事担当者がお伺いする場合、工事費とは別に土日祝増額料金 3,300 円が発生いたします。

※3 美作市光ファイバ設備の新設を伴う場合、別途費用がかかります。費用、状況詳細については美作市役所ホームページ、もしくは当社に事前確認をお願いいたします。

（ご注意）一括払い以外の支払方法はできません。

② 転用工事費

| 工事先への工事担当者のお伺い有無 | 対象となるサービスの種類 | 金額 | 備考 |
|------------------|--------------|-----|-------|
| なし | みまちゃん光 | 0 円 | ※1 ※2 |

※1 工事費とは別に契約事務手数料 3,300 円が発生いたします。

また、転用前のご契約で初期工事費を分割払いにされていた場合、初期工事費の残額を一括で当社よりご請求いたします。

※2 転用時にサービス品目変更等がある場合は別途費用が発生する場合があります。

③その他工事費用について

初期工事の内容によっては工事費が異なる場合があります。詳細は当社にお問い合わせください

※ 年末年始（12月29日～1月3日）、夜間（17:00～22:00）、深夜（22:00～翌8:30）に工事を実施する場合や、工事の訪問時刻を指定した場合の料金につきましては、別途追加料金が発生します。

2.2. 割引について

お客様のお申込み時期・ご契約状況に応じて、当社が実施するキャンペーンの適用に伴い、割引が発生する場合があります。詳細は当社窓口へお問い合わせいただくかホームページをご覧ください。

2.3. お支払い方法に関する注意事項

料金のお支払い方法、請求内容などについては、お客さまのご契約内容によって異なります。

- ① 当社はみまちゃん光および当社オプションサービスのご利用料金および消費税相当額（以下、料金等といいます）をお客さまに請求いたします。お客さまは当社が定める期日までに、料金等をお支払いいただきます。なお、利用料請求は利用開始日が属する月の次月から請求が始まり、初回請求に関しては利用開始日から日割計算された前月の基本料金と当月の基本料金を合算請求いたします。なおオプション料金は月割計算で次月請求となります。
なお請求額、および請求明細書は電子メールにてお客様に通知いたします。
- ② お支払方法は当社指定金融機関の口座振替となります。

- ③ ケーブルテレビ+（プラス）ご契約のお客様は、美作市ケーブルテレビご利用料金と合算請求いたします。なお、ケーブルテレビ+（プラス）にてご契約の際は、月額料金より以下の料金が割引されます。

| 料金の種別 | 適用 | 金額 | 単位 |
|-------|-----------------------|--------|-------|
| 加入割引 | ケーブルテレビ+（プラス）ご契約割引 *1 | -220 円 | 月額料金毎 |

*1 ケーブルテレビ+（プラス）ご契約割引をお申込みの場合、美作市・西粟倉村ケーブルテレビ加入契約者情報を当社が共有することに同意いただいたものといたします。

- ④ NTT 西日本の直接提供するオプションサービスは、NTT 西日本よりお客さまにご請求いたします。なお、お支払時期は、お客さまと NTT 西日本もしくはご契約された収納代行会社の定めるところによります。
- ⑤ リモートサポートオプションの申込みは当社で受付をいたしますが、対応窓口は NTT 西日本リモートサポートセンターになります。ご利用料金は下記となります。

| 料金の種類 | 金額 | 単位 |
|--------------|-------|-------|
| リモートサポートサービス | 550 円 | 月額料金毎 |

- ⑥ 当社から請求書等紙媒体の郵送が生じる以下の場合、みまちゃん光請求料金追加費用として、下記発行手数料をご負担いただけます。

| 料金の種類 | 適用 | 金額 | 単位 |
|----------|-----------------------------|-------|------|
| 発行・郵送手数料 | 利用明細書の書面発行・郵送 | 165 円 | ご請求毎 |
| | その他、お客様都合による利用料金に関する書面発行・郵送 | 165 円 | ご送付毎 |

- ⑦ 当社は、請求月の料金等の納入がなかった場合、請求月の次月 10 日を目安に再度、口座振替を行います。その場合、口座再引き落とし処理の事務手数料として、下記手数料をご負担いただけます。それでも納入確認ができない場合は、紙面にて督促通知・請求書（郵便局振込取扱票）を発行します。本請求書がお手元に届いた際は速やかに（株）みまちゃんネル窓口または各金融機関でお支払いください。各金融機関でお支払いの際は振替手数料をご契約者様にご負担ください。
- なお、再請求処理月の月末までにお支払いが確認できない場合、みまちゃん光の利用を停止させていただきます。詳しくは「3.2.強制解約について」をご覧ください。

| 料金の種類 | 適用 | 金額 | 単位 |
|-------------|------------|-------|------|
| 口座再引き落とし手数料 | 口座再引き落とし処理 | 220 円 | ご請求毎 |

3. 解約について

3.1. 解約方法

3.1.1. 解約申込書

みまちゃん光サービス解約申込書

3.1.2. 解約方法

（株）みまちゃんネルホームページまたはみまちゃんネル窓口にある上記の申込書に記入のうえ、解約を希望月の前月末日までにお申し込みください。

3.1.3. ご注意事項

お客さまにてご利用の NTT 西日本が提供するオプションサービスについては、別途 NTT 西日本への解約申し込みが必要です。（当社が提供するオプションは除きます）

みまちゃん光の解約は、光回線の廃止手続きが伴うため、解約のお申し込みを受け付けてから解約完了日までお時間をいただくこととなります。なお、解約月のご利用料金は日割り計算を行わず、1 ヶ月分のご利用料金を請求いたします。

3.2. 強制解約について

みまちゃん光サービス使用料金等の支払いが滞った場合は、請求月の次月に督促通知・請求書を発行します。本通知でも支払いが無い場合は、みまちゃん光サービスすべての利用を停止します。

また、ケーブルテレビ+(プラス)を利用の場合は、利用サービス停止と同時に本サービスの適用除外となり、通常ケーブルテレビ料金の請求方法となります。詳しくは当社にお問い合わせください。

3.3. 解約に関するその他制約事項

解約時および移転等端末変更を行う際は、NTT 西日本より貸与された端末を NTT 西日本へ返却していただく必要があります。未返却によって、NTT 西日本より当社に対し端末に関する費用が請求された場合においては、当社より相当額をお客さまへ請求いたします。

(請求金額の目安)

| 対象端末 | 金額 | 単位 |
|------------|-----------|--------|
| ホームゲートウェイ | 4,000 円程度 | 1 台あたり |
| 無線 LAN カード | 1,000 円程度 | 1 台あたり |

ご契約者様の責に帰する事由における解約の場合、当社は以下の事項に相当する費用を請求いたしますのでお支払いいただきます。

- 解約時までの当社サービスご利用料金の中の未払い金額
- 解約時までの当社サービスをご利用中の、当社もしくはNTT西日本の提供するレンタル機器等を破損した場合、修理交換に要する相当金額
- 解約時までに当社サービスを利用し、当社もしくは第三者へ損害を与えた、もしくは与えたと想定される事象が発生した場合、当社は速やかに当局に通報、申告するとともに、当社が被った被害相当額を請求いたします。

4. 初期契約解除について

本契約により締結した電気通信役務は、初期契約解除制度※1 の対象です。

「みまちゃん光サービスお申込み内容のご案内」(以下「本書面」という。)をお客さまが受領した日から起算して8日間を経過するまでの間、契約解除通知書により本契約の解除を行うことができます。

この場合、お客さまは損害賠償若しくは違約金その他の金銭等を請求されることはありません。(初期契約解除が適用される場合において、本書面の交付の契機となる契約内容の変更および追加以前の契約の料金等は免除されません。※2)

ただし、本契約の期間において提供をうけた電気通信役務の料金、事務手数料および既に工事が実施された場合の工事費は請求されます。なお、分割払いをご利用のお客さまについては、本契約の解除をされる場合、未払いの工事費の残額を一括でお支払いいただきます。当該請求に関わる額は、本書面に記載した額となります。

また、契約に関連して当社が金銭等を受領している際には当該金銭等を(上記※2で請求する料金を除く。)をお客さまに返還します。

事業者が初期契約解除制度について事実と異なることを告げた場合、当社が改めてお送りする初期契約解除に関する書面の受領日から起算して8日を経過するまでの間であれば契約を解除することができます。

※1 初期契約解除制度とは、本書面の交付の契機となった契約締結の解除のことであり、新規契約の場合は契約の取消し、既存契約内容の変更および追加の場合は、変更および追加を取消すことです。契約の取消しの場合、オプションサービスも解約となります。

